

2018 リ事協第 148 号

2018 年 7 月 25 日

企業会計基準委員会 御中

公益社団法人リース事業協会

修正国際基準公開草案第 6 号『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）の改正案』に対する意見

公益社団法人リース事業協会（以下「当協会」という。）は、修正国際基準公開草案第 6 号『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）の改正案』（以下「本公開草案」という。）のうち、質問 1 「IFRS 第 16 号のエンドースメント手続の検討結果」に対して、下記のとおり意見を申し上げます。

記

質問 1

IFRS 第 16 号のエンドースメント手続の検討結果について

（第 9 項から第 33 項参照）

当委員会は、第 4 項(1)に記載した IFRS 第 16 号について、「削除又は修正」の要否を検討しました。検討の結果、当該会計基準について「削除又は修正」を行わないことを提案しています。

この提案に同意しますか。もし「削除又は修正」を行うべき項目があるとお考えの場合には、「削除又は修正」を行う項目の内容及び「削除又は修正」を行うべきと考える理由をご記載ください。

【意見】

当協会は、以下の理由から、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）の提案に対して同意しない。

1. 「削除又は修正」を行わずに IFRS 第 16 号を受け入れ可能と判断するに至ったプロセスの説明が不十分であり、論点に対する ASBJ としての分析・評価を加えるべきである。
2. IFRS 第 16 号について、「削除又は修正」するほどの重要性のある論点はなく受け入れ可能であるとの判断は、現時点で時期尚早であり、適用後の状況を検証・確認した後に、再度検討の上、判断すべきである。
3. 我が国の大多数の企業・借手に、我が国リース会計基準の方向性について誤解を生じさせる懸念があるため、IFRS 第 16 号のエンドースメント手続は、我が国リ

ース会計基準の方向性が明らかになった後に実施すべきである。

仮に、ASBJ が本公開草案に対するコメントの検討の後、IFRS 第 16 号を含む改正修正国際基準を採択する場合には、公表の際に、次のことを明記することを強く要望する。

- ① IFRS 第 16 号のエンドースメント手続は、我が国リース会計基準の方向性に影響を与えるものではなく、我が国リース会計基準については、「中期運営方針」(2016 年 8 月 12 日) に基づき、国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性及び懸念に関する検討をリース会計専門委員会において行うこととし、その後、わが国における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行うこととしている。
- ② IFRS 第 16 号のエンドースメント手続は、IFRS 第 16 号が米国会計基準 (ASC Topic842) と比較して高品質で適切であるとの判断に基づくものではない。

【説明】

1. 「削除又は修正」を行わずに IFRS 第 16 号を受け入れ可能と判断するに至ったプロセスの説明が不十分であり、論点に対する ASBJ としての分析・評価を加えるべきである。

- (1) ASBJ は、IFRS 第 16 号のエンドースメント手続の検討において、5 つの論点を掲げ (第 10 項)、これらの論点に対する我が国を含む関係者からの懸念と、懸念に対する IASB の対応を整理したうえで (第 11 項から第 32 項)、IASB が懸念に対する一定の対応を図り IFRS 第 16 号を最終化したこと、基準最終化以後、IFRS が適用される地域又は国からは重要な指摘はなく、IASB における見直しの動きがないことから、IFRS 第 16 号の適用準備が進む現時点において懸念について国際的な議論を喚起するために意見発信することは難しいと考え、また 5 つの論点はいずれも、これまでの「削除又は修正」を行った項目ほどの重要性はないために「削除又は修正」を行わずに受け入れ可能と判断した (第 33 項)。
- (2) 我が国関係者からも、オペレーティング・リースをオンバランスすることについて、経済的実態と整合しないこと、有用性に乏しいこと、「支配」を強調することによってサービスの性質を有する契約もリースとして判定されること (第 13 項・第 14 項)、あるいはコスト負担・実務上の負担が大きいこと (第 18 項) など、多くの疑問や懸念の声が出されている。当協会が我が国の財務諸表作成者から聴取したところ、新たなリース会計基準は「支配」に依拠して「使用权資産」という実在しない資産の計上を要求すること、ファイナンス・リース取引とは異なりオペレーティング・リース取引はサービスに近い取引であるにもかかわらず、借入金としての意識が全くないオペレーティング・リース負債を計上することに対して強い懸念を抱いている。新たなリース会計基準は (経済的) 実質優先主義に基づく現行リース会計基準の概念を根源的に変更するものであり、こうした多くの疑問や懸念に対しては、IASB の対応を紹介するのみだけでなく、ASBJ としての分析、評価、十分な

説明が必要である。

- (3) また、オペレーティング・リースのオンバランスを前提とした場合でも、IFRS 第 16 号で採用されている単一の費用認識モデルについては、リースの経済的実態の多様性を反映しないとして、特に強い懸念が示されている（第 23 項）。ASBJ もまた、IASB の 2013 年の改訂公開草案「リース」に対するコメントの中で、リース契約の実質は多様であり、借手のリースを 2 つのタイプに分類すること、経済的実質を踏まえた異なる会計処理を設けることを支持している。それにもかかわらず、ASBJ としての検討・評価も無しに IFRS16 号の単一の費用認識モデルを「修正又は削除」しないで受け入れることについては、大いに疑問を感じる。
- (4) 今後の日本基準の検討（国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性及び懸念に関する検討）においても同様の議論が行われると思われるが、法制・税制等の周辺制度が異なる国・地域で同一の会計基準を導入する場合において、IFRS 第 16 号が果たして単一の高品質でグローバルに認められた会計基準といえるかどうか、IFRS 第 16 号が世界経済（日本経済）の発展の礎となる基準といえるかどうか、「修正又は削除」しないで IFRS 第 16 号を修正国際基準として受け入れることが我が国にとって本当に問題ないといえるかどうか、ASBJ として、十分に検討し判断する必要があると考える。
- (5) 以上のとおり、IFRS 第 16 号のエンドースメント手続の検討において、我が国関係者からの懸念に対する ASBJ の分析・評価は含まれず、しかも 2013 年の改訂公開草案「リース」に対する ASBJ のコメントと整合していないにもかかわらず、「削除又は修正」を行わずに IFRS 第 16 号を受け入れ可能と判断するに至ったプロセスの説明が不十分であり、論点に対する ASBJ としての分析・評価を加えるべきである。

2. IFRS 第 16 号について、「削除又は修正」するほどの重要性のある論点はなく受け入れ可能であるとの判断は、現時点で時期尚早であり、適用後の状況を検証・確認した後に、再度検討の上、判断すべきである。

「中期運営方針」（2016 年 8 月 12 日）に基づき、ASBJ は、我が国リース会計基準について、「国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性及び懸念に関する検討をリース会計専門委員会において行うこととし、その後、わが国における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行う。」とし、本年 6 月から、「必要性及び懸念」に関する検討が開始されたところである。

- (1) すなわち、現在、我が国リース会計基準の方向性は何も決まっていない状況である。
- (2) また、「基準最終化以後、IFRS が適用される地域又は国からは重要な指摘はなく、IASB における見直しの動きがない。」（第 33 項）としているが、IFRS 第 16 号と米国会計基準（ASC Topic842）とでは借手の会計処理で差異がある。IFRS16 号の開発過程で我が国関係者が様々な懸念とともに米国会計基

準（ASC Topic842）とのコンバージェンスを求めてきた以上、IASB における見直しの動きがないという理由で国際的な議論を喚起するために意見発信することは難しいと結論づけることは適当ではない。

- (3) エンドースメント手続と日本基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討では、その目的が異なるとしても、我が国リース会計基準の方向性が何ら決定していない状況の下、IFRS 第 16 号について、「削除又は修正」するほどの重要性のある論点はなく受け入れ可能であるとの判断は、現時点で時期尚早であり、IFRS 第 16 号及び米国会計基準（ASC Topic842）の適用後の状況（実務での機能状況、懸念・課題の有無等）を検証・確認した後に、再度検討の上、判断すべきである。

3. 我が国の大多数の企業・借手に、我が国リース会計基準の方向性について誤解を生じさせる懸念があるため、IFRS 第 16 号のエンドースメント手続は、我が国リース会計基準の方向性が明らかになった後に実施すべきである。

- (1) 上記 2(1)のとおり、我が国リース会計基準の方向性は何も決まっていない状況の中、IFRS 第 16 号について「削除又は修正」を行わずに修正国際会計基準として採択すると、エンドースメント手続の議論の詳細を承知していない ASBJ 関係者以外の大多数に対して、我が国リース会計基準を IFRS 第 16 号と整合させるかの印象を与えることが懸念される。
- (2) 修正国際基準の適用に関して、IFRS 第 16 号のエンドースメント手続の実施を要望する声も出ていない状況の中、拙速に結論を出すべきではない。
- (3) 従って、IFRS 第 16 号のエンドースメント手続は、①国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性及び懸念の検討、②わが国における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を経て、我が国リース会計基準の方向性が明らかになった後に実施すべきである。

【我が国リース会計基準の検討について】

- 当協会は、(1) コスト・ベネフィット、(2)財務報告の比較可能性、(3)会計基準の高品質化の観点から、我が国リース会計基準を国際会計基準と整合性を図る必要性はないと考え、また、(1) 適用企業の範囲（影響が生じる範囲）、(2) 経済成長への影響の観点から、わが国リース会計基準を国際的な会計基準と整合性を図ることについては重大な懸念があると考えている。
- 我が国リース会計基準の変更は、中小企業を含む幅広い企業に大きな影響を及ぼすことになるため、最初の検討ステップである「国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性及び懸念の検討」においては、幅広い意見を聴取したうえで、慎重かつ十分に議論されることを期待する。

以上